



新潟県公報

平成 25 年
9 月 3 日(火)
第 2510 号

目 次

告 示

- 生活保護法による指定医療機関の指定..... 727
- 生活保護法による施術者の指定..... 728
- 生活保護法による指定医療機関の名称の変更..... 729
- 生活保護法による施術所の所在地の変更..... 729
- 同..... 730
- 生活保護法による指定医療機関の事業の廃止..... 730
- 生活保護法による施術の事業の廃止..... 731
- 土地改良区の土地改良事業計画変更の認可..... 731
- 道路の区域の変更..... 731
- 道路の供用開始..... 732

公 告

- 平成25年度後期技能検定試験の実施..... 732

選挙管理委員会

- 不在者投票を行うことができる施設の指定..... 736

告 示

新潟県告示第471号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第2項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。以下同じ。）第49条の規定により医療扶助又は医療支援給付のための医療を担当する機関を指定したので、生活保護法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成25年 9月 3日

新潟県知事 福 田 富 一

病院、診療所又は薬局

指 定 年 月 日	名 称	所 在 地
平成25年 4 月 1 日	医療法人社団邦史会 うるしばら内科クリニック	足利市借宿町610-7
平成25年 4 月 1 日	医療法人社団望星会 グリーンタウンクリニック	下野市祇園 2-3-2
平成25年 5 月 1 日	はじか外科内科	足利市葉鹿町 1-16-2
平成25年 6 月 1 日	すがやクリニック	佐野市小中町1255-1
平成25年 6 月 1 日	もてぎの森メディカル・プラザ	芳賀郡茂木町烏生田330
平成25年 7 月 1 日	おぐら内科・腎クリニック	小山市大字雨ヶ谷908
平成25年 7 月 1 日	新つねみ町クリニック	足利市常見町 2-18-7

平成25年5月1日	上野デンタルクリニック	下都賀郡壬生町中央町8-8
平成25年7月25日	安西デンタルクリニック	日光市今市1204
平成25年4月1日	有限会社ワイアンドワイ ワイアンドワイ 薬局神田店	栃木市神田町字神田779-34
平成25年5月1日	株式会社ピノキオファーマシーズ ピノキ オファーマシーズ高根沢店	塩谷郡高根沢町光陽台5-7-3
平成25年6月1日	株式会社パワーファーマシー 中央薬局佐 野店	佐野市小中町1255-1
平成25年6月1日	株式会社ジェイピー とちぎ薬局美原店	大田原市美原2-3197-18
平成25年6月18日	いちご薬局大田原店	大田原市加治屋83-586
平成25年6月18日	株式会社ノースファーマ オレンジ薬局大 田原店	大田原市町島4-7
平成25年6月18日	株式会社ノースファーマ チェリー薬局	大田原市元町1-9-17
平成25年7月1日	スバル薬局	足利市大橋町1-1825-33
平成25年7月1日	アポロ薬局	足利市南大町453
平成25年7月1日	ウェルシア薬局小山雨ヶ谷店	小山市雨ヶ谷802-3
平成25年7月1日	いずみ薬局	小山市乙女2-1-22
平成25年7月1日	しろやま調剤薬局	小山市城山町2-9-18
平成25年7月1日	株式会社アズサ薬局 アズサ薬局	小山市城東5-1-11
平成25年7月1日	間々田調剤薬局	小山市間々田1627-1
平成25年7月1日	ピノキオ薬局小山東店	小山市若木町1-5-6
平成25年7月1日	フレンド薬局小金井店	下野市小金井5-26-4
平成25年7月1日	ライム薬局	下都賀郡壬生町壬生丁259-8
平成25年7月1日	ファークスのぎ薬局	下都賀郡野木町丸林420-6

栃木県告示第472号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第2項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。以下同じ。）第55条において準用する生活保護法第49条の規定により医療扶助又は医療支援給付のための施術を担当する施術者を指定したので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成25年9月3日

栃木県知事 福田 富一

指 定 年 月 日	施 術 者		施 術 所	
	氏 名	住 所	名 称	所 在 地
平成25年 5月1日	上岡 亮太	-	岳陽堂あしなん 接骨院	足利市百頭町2164-1
平成25年 5月1日	鈴木 彰	-	だいなす鍼灸整 骨院	那須塩原市下永田1-985-1 コスモテナントA

平成25年 5月22日	星野 訓昭	-	星野柔道整骨院	足利市田島町1909
平成25年 6月19日	古山 隆祐	-	こやま整骨院	小山市東城南3-6-4
平成25年 7月1日	篠原 与智	-	古河丘里整骨院	茨城県古河市小堤2017-19
平成25年 7月8日	岡 克亘	-	岡指圧治療院	小山市駅南町3-31-7
平成25年 7月17日	橋本 正	-	ほりごめ治療院	足利市堀込町3063-30
平成25年 7月29日	竹沢 潤	-	美しが丘整骨院	小山市間々田156-4
平成25年 7月29日	尾崎 敏弘	-	美しが丘マッ サージ治療院	小山市間々田156-4

栃木県告示第473号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第2項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。以下同じ。）第50条の2の規定により指定医療機関の名称を次のとおり変更した旨の届出があったので、生活保護法第55条の2の規定により告示する。

平成25年9月3日

栃木県知事 福田 富一

変 更 年 月 日	名 称	所 在 地
平成25年4月1日	医療法人社団邦史会 うるしばら皮膚科形成外科 (医療法人社団邦史会 うるしばら内科皮膚科クリニック)	足利市堀込町2832
平成25年5月1日	医療法人のぞみ整形外科 (医療法人天海整形外科)	栃木市片柳町4-15-30

(注) 表中の () 内は変更前のもの

栃木県告示第474号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する生活保護法第50条の2の規定により施術所の所在地を次のとおり変更した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により告示する。

平成25年9月3日

栃木県知事 福田 富一

変 更 年 月 日	施 術 者		施 術 所	
	氏 名	住 所	名 称	所 在 地
平成11年 9月1日	塚原 正信	-	つかはら整骨院	下野市柴411-3 (下野市柴143-4)

(注) 表中の () 内は変更前のもの

栃木県告示第475号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第2項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。以下同じ。）第55条において準用する生活保護法第50条の2の規定により施術所の所在地を次のとおり変更した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により告示する。

平成25年9月3日

栃木県知事 福田 富一

変更年月日	施 術 者		施 術 所	
	氏 名	住 所	名 称	所 在 地
平成25年 6月11日	阿部 喜一	-	阿部整骨院	足利市利保町3-15-27 (足利市菅田町2-1)
平成25年 6月24日	中田 和志	-	いそまち接骨院	鹿沼市磯町247-8 (鹿沼市磯町248-1)

(注) 表中の()内は変更前のもの

栃木県告示第476号

次の指定医療機関から、生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第2項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。以下同じ。）第50条の2の規定により指定医療機関の事業を廃止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の2の規定により告示する。

平成25年9月3日

栃木県知事 福田 富一

廃止年月日	名 称	所 在 地
平成25年3月31日	医療法人社団弘生会 グリーンタウンクリニック	下野市祇園2-3-2
平成25年4月30日	はじか外科内科	足利市葉鹿町1-16-2
平成25年5月31日	もてぎの森メディカル・プラザ	芳賀郡茂木町烏生田346-1
平成25年7月31日	前田医院	芳賀郡芳賀町大字西高橋3702
平成23年12月23日	岡田歯科医院	足利市家富町2171
平成25年3月31日	上野歯科医院	下都賀郡壬生町中央町8-8
平成25年6月1日	添野歯科医院	足利市大町434
平成25年6月30日	鶴貝歯科医院	足利市鹿島町516
平成25年6月17日	いちご薬局	大田原市加治屋83-586
平成25年6月17日	株式会社トライアード オレンジ薬局大田原店	大田原市町島4-7
平成25年6月17日	株式会社トライアード チェリー薬局	大田原市元町1-9-17
平成25年6月30日	スバル薬局	足利市大橋町1-1825-33
平成25年6月30日	アポロ薬局	足利市南大町453

平成25年6月30日	いずみ薬局	小山市乙女2-1-22
平成25年6月30日	しろやま調剤薬局	小山市城山町2-9-18
平成25年6月30日	間々田調剤薬局	小山市間々田1627-1
平成25年6月30日	ピノキオ薬局小山東店	小山市若木町1-5-6
平成25年6月30日	ライム薬局	下都賀郡壬生町壬生丁259-8

栃木県告示第477号

次の指定を受けた施術者から、生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第2項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。以下同じ。）第55条において準用する生活保護法第50条の2の規定により施術の事業を廃止した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により告示する。

平成25年9月3日

栃木県知事 福田 富 一

廃止年月日	施 術 者		施 術 所	
	氏 名	住 所	名 称	所 在 地
平成25年 2月28日	星野 和夫	-	星野柔道整骨院	足利市田島町1909

(医事厚生課)

栃木県告示第478号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の土地改良区の土地改良事業計画の変更を認可したので、同法第48条第11項の規定により公告する。

平成25年9月3日

栃木県知事 福田 富 一

土地改良区名	事 業 名	認 可 年 月 日
大岩藤土地改良区	大岩藤地区土地改良（維持管理）事業	平成25年8月21日

(農地整備課)

栃木県告示第479号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、平成25年9月3日から同年10月2日まで一般の縦覧に供する。

平成25年9月3日

栃木県知事 福田 富 一

I

道路の種類 県道

路 線 名 一般県道 境間々田線

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
------	--------	-----	-----------------	---------------	-----

58	前	下都賀郡野木町大字佐川野字西原 1787-3 から 下都賀郡野木町大字佐川野字西原 1694-1 まで	6.1 ~ 8.0	717.4	
	後	下都賀郡野木町大字佐川野字西原 1787-3 から 下都賀郡野木町大字佐川野字西原 1694-1 まで	12.0 ~ 16.0	717.4	

II

道路の種類 県道

路線名 主要地方道 小山環状線

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
269	前	小山市大字萩島115-4 から 小山市大字石ノ上字新屋敷762-1 まで	9.6 ~ 14.6	640.0	A及びBは、 関係図面で表 示する敷地の 区分をいう。
	後A	小山市大字萩島115-4 から 小山市大字石ノ上字新屋敷762-1 まで	9.6 ~ 14.6	640.0	
	後B	小山市大字下国府塚字広前72-1 から 小山市大字石ノ上字五反田178まで	24.9 ~ 36.6	640.0	

栃木県告示第480号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、平成25年9月3日から同年10月2日まで一般の縦覧に供する。

平成25年9月3日

栃木県知事 福田 富 一

整理番号	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
296	一般県道 小山都賀線	栃木市久保田町103から 栃木市久保田町121まで	平成25年9月3日

(道路保全課)

公 告

○平成25年度後期技能検定試験の実施

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第44条第1項及び第46条第2項の規定により、平成25年度後期技能検定試験を実施するので、職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第66条第3項の規定により、次のとおり公示する。

平成25年9月3日

栃木県知事 福田 富 一

- 1 実施する検定職種及び等級

(1) 特級

鋳造、金属熱処理、機械加工、放電加工、金型製作、金属プレス加工、工場板金、めっき、仕上げ、機械検査、ダイカスト、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、プリント配線板製造、自動販売機調整、光学機器製造、内燃機関組立て、空気圧装置組立て、油圧装置調整、建設機械整備、婦人子供服製造、紳士服製造、プラスチック成形及びパン製造

(2) 1級及び2級

さく井（パーカッション式さく井工事作業及びロータリー式さく井工事作業）、鍛造（プレス型鍛造作業）、工場板金（機械板金作業及び数値制御タレットパンチプレス板金作業）、金属ばね製造（線ばね製造作業及び薄板ばね製造作業）、機械検査（機械検査作業）、機械保全（機械系保全作業、電気系保全作業及び設備診断作業）、電気機器組立て（シーケンス制御作業）、半導体製品製造（集積回路チップ製造作業及び集積回路組立て作業）、内燃機関組立て（量産形内燃機関組立て作業）、空気圧装置組立て（空気圧装置組立て作業）、油圧装置調整（油圧装置調整作業）、農業機械整備（農業機械整備作業）、冷凍空気調和機器施工（冷凍空気調和機器施工作業）、石材施工（石材加工作業）、菓子製造（洋菓子製造作業及び和菓子製造作業）、酒造（清酒製造作業）、建築大工（大工工事作業）、かわらぶき（かわらぶき作業）、配管（建築配管作業）、型枠施工（型枠工事作業）、鉄筋施工（鉄筋組立て作業）、コンクリート圧送施工（コンクリート圧送工事作業）、防水施工（合成ゴム系シート防水工事作業、塩化ビニル系シート防水工事作業及び改質アスファルトシートトーチ工法防水工事作業）、カーテンウォール施工（金属製カーテンウォール工事作業）、ガラス施工（ガラス工事作業）、テクニカルイラストレーション（テクニカルイラストレーション手書き作業）、機械・プラント製図（機械製図手書き作業及び機械製図CAD作業）、金属材料試験（組織試験作業）及び塗装（鋼橋塗装作業）

（ただし、半導体製品製造（集積回路チップ製造作業及び集積回路組立て作業）にあつては、学科試験のみ実施する。）

(3) 3級

機械加工（普通旋盤作業）、機械検査（機械検査作業）、電気機器組立て（シーケンス制御作業）、建築大工（大工工事作業）、配管（建築配管作業）及びテクニカルイラストレーション（テクニカルイラストレーション手書き作業）

(4) 単一等級

電子回路接続（電子回路接続作業）及び樹脂接着剤注入施工（樹脂接着剤注入工事作業）

(5) 等級区分等

技能検定は、上記のように1の(1)については特級とし、1の(2)については1級及び2級に区分し、1の(3)については3級とし、1の(4)については等級に区分しない（単一等級）で実施し、実技試験及び学科試験によって行う。

2 技能検定試験の受検手数料、実施期日、実施場所等

(1) 実技試験

ア 受検手数料

検定職種ごとに16,500円とする。

（ただし、別に知事が指定する者にあつては、11,000円とする。）

イ 実施期日

平成25年12月4日（水）から平成26年2月16日（日）までの間において、栃木県職業能力開発協会が指定し、受検申請者に対して通知する。

ウ 実施場所

栃木県職業能力開発協会が指定し、受検申請者に対して通知する。

エ 問題の公表

あらかじめ平成25年11月27日（水）に栃木県職業能力開発協会公表する。ただし、一部の職種については、公表しない。

(2) 学科試験

ア 受検手数料

検定職種ごとに3,100円とする。

イ 実施期日

検定職種ごとに次のとおりとする。

検 定 職 種 (作 業)	実 施 期 日
(1) 1級及び2級 鍛造（プレス型鍛造作業）、機械検査（機械検査作業）、電気機器組立て（シーケンス制御作業）、内燃機関組立て（量産形内燃機関組立て作業）、菓子製造（洋菓子製造作業及び和菓子製造作業）、配管（建築配管作業）、型枠施工（型枠工事作業）、ガラス施工（ガラス工事作業）及び金属材料試験（組織試験作業） (2) 3級 電気機器組立て（シーケンス制御作業）及び配管（建築配管作業）	平成26年 1月26日（日）
(1) 特級 鋳造、金属熱処理、機械加工、放電加工、金型製作、金属プレス加工、工場板金、めっき、仕上げ、機械検査、ダイカスト、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、プリント配線板製造、自動販売機調整、光学機器製造、内燃機関組立て、空気圧装置組立て、油圧装置調整、建設機械整備、婦人子供服製造、紳士服製造、プラスチック成形及びパン製造 (2) 1級及び2級 さく井（パーカッション式さく井工事作業及びロータリー式さく井工事作業）、工場板金（機械板金作業及び数値制御タレットパンチプレス板金作業）、油圧装置調整（油圧装置調整作業）、農業機械整備（農業機械整備作業）、冷凍空気調和機器施工（冷凍空気調和機器施工作業）、石材施工（石材加工作業）、酒造（清酒製造作業）、コンクリート圧送施工（コンクリート圧送工事作業）、防水施工（合成ゴム系シート防水工事作業、塩化ビニル系シート防水工事作業及び改質アスファルトシートトーチ工法防水工事作業）、カーテンウォール施工（金属製カーテンウォール工事作業）及び機械・プラント製図（機械製図手書き作業及び機械製図CAD作業） (3) 3級 機械加工（普通旋盤作業）	平成26年 2月2日（日）
(1) 1級及び2級 金属ばね製造（線ばね製造作業及び薄板ばね製造作業）、機械保全（機械系保全作業、電気系保全作業及び設備診断作業）、半導体製品製造（集積回路チップ製造作業及び集積回路組立て作業）、空気圧装置組立て（空気圧装置組立て作業）、建築大工（大工工事作業）、かわらぶき（かわらぶき作業）、鉄筋施工（鉄筋組立て作業）、テクニカルイラストレーション（テクニカルイラストレーション手書き作業）及び塗装（鋼橋塗装作業） (2) 3級 機械検査（機械検査作業）、建築大工（大工工事作業）及びテクニカルイラストレーション（テクニカルイラストレーション手書き作業） (3) 単一等級 電子回路接続（電子回路接続作業）及び樹脂接着剤注入施工（樹脂接着剤注入工事作業）	平成26年 2月9日（日）

ウ 実施場所

栃木県職業能力開発協会が指定し、受検申請者に対して通知する。

3 受検申請の手続

(1) 提出書類

ア 技能検定受検申請書

イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする者は、その資格を証する書面

(2) 提出先

栃木県職業能力開発協会
〒320-0032 宇都宮市昭和2丁目2番5号
電話 028-643-7002

(3) 受付期間

平成25年10月7日(月)から同月18日(金)まで

(4) 受検申請に関する注意

ア 技能検定受検申請書(以下「申請書」という。)の用紙及び受検案内は、栃木県職業能力開発協会に交付する。

なお、郵送による申請書の用紙の交付を求めようとする者は、封筒の表面に「技能検定受検申請書用紙請求」と朱書し、角2の返信用封筒(宛先を記入し120円切手を貼ったもの)を同封すること。

イ 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書すること。

なお、試験の免除を受けようとする者は、その資格を証する書面を同封すること。

また、郵送による申請書は、受付期間内の消印のあるものに限り、受け付ける。

ウ 1に掲げる検定職種以外の検定職種であっても、その検定職種について実技試験及び学科試験の免除資格を有する者は、その職種について受検申請ができる。

4 手数料の納付方法

実技試験の手数料の額(2の(1)アの額)及び学科試験の手数料の額(3,100円)を栃木県職業能力開発協会が指定する金融機関に納付すること。

なお、実技試験又は学科試験が免除される者は、当該試験に係る手数料の納付を要しない。

また、受検申請を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかった場合においても、手数料は返還しない。

5 合格者の発表等

(1) 技能検定合格者の発表

技能検定合格者の受検番号を平成26年3月14日(金)付け栃木県公報で公示し、県庁屋外掲示場に掲示するとともに、合格者に対し通知する。

なお、栃木県のホームページにも合格者の受検番号を掲載する。

ホームページアドレス <http://www.pref.tochigi.lg.jp/f06/work/koyou/shokunou/ginoukentei.html>

(2) 実技試験又は学科試験の合格通知

実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者については、栃木県職業能力開発協会が平成26年3月14日(金)付けで合格者に対し通知する。

(3) 技能検定合格証書等の交付

特級、1級及び単一等級の技能検定の合格者には厚生労働大臣名の、2級及び3級の技能検定の合格者には栃木県知事名の合格証書が交付される。

また、技能検定合格者には、厚生労働大臣から合格した等級の技能士章が交付される。

(4) 試験結果の簡易開示

栃木県個人情報保護条例に基づき、合格発表の日から1ヶ月間、試験の得点を開示する。

希望する場合は、免許証等本人を確認できるものと受検票又は合格通知を持参すること(受検者本人に限る。代理人は不可)。電話による開示には、応じられない。

開示実施場所 労働政策課

6 その他

技能検定について不明な点は、栃木県産業労働観光部労働政策課(電話028-623-3234)又は栃木県職業能力開発協会(電話028-643-7002)に問い合わせること。

(労働政策課)

選挙管理委員会

栃木県選挙管理委員会告示第55号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号の規定による不在者投票を行うことができる施設として次のとおり指定したので告示する。

平成25年9月3日

栃木県選挙管理委員会委員長 小 林 恒 夫

施 設 の 名 称	所 在 地
社会福祉法人とちぎYMCA福祉会 特別養護老人ホーム マイホームきよはら（地域密着型）	宇都宮市鑑山町1983
社会福祉法人朝日会 特別養護老人ホーム はりがや実梨の丘	宇都宮市針ヶ谷町1001-1
社会福祉法人松徳会 特別養護老人ホーム みながわ桜園	栃木市皆川城内町520
医療法人社団為王会 介護老人保健施設 かさね	矢板市中2011-4
医療法人社団為王会 サービス付き高齢者向け住宅 ケアコートかさね	矢板市中2011-4
社会福祉法人松徳会 特別養護老人ホーム ましこの里星の宮	益子町塙3385